

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

境町の人口推移は平成21年には25,889人、平成29年には24,326人と1,563人の減少となっておりましたが、平成30年4月には14年ぶりに増加に転じ、プラス13名の人口増加となりました。

人口構造については、総人口24,759人（令和5年3月1日現在）で、年齢3区分の傾向は、年少人口（0歳～14歳）は2,911人、生産年齢人口（15歳～64歳）は14,534人と減少傾向を、老年人口（65歳以上）は7,314人と増加傾向を示している。人口割合でみると、年少人口は11.8%に対し、老年人口は29.5%で少子高齢化が進行している。

次に産業構造について、境町の主要産業は、サービス業、卸売業、小売業、製造業、建設業となっており、ほぼすべての企業が中小企業となっている。なかでも人手不足及び後継者不足等に悩む産業が目立つようになり、今後生産を増やすどころか現状維持も厳しい状況となっている。さらに中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上への足かせとなっている。そこで、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、県西地域の産業において、存在感を示していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の主たる産業は、サービス業、卸売業、小売業、製造業、建設業など多岐にわたり、多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

境町の産業は、町内全域に点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、境町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

境町の産業は、サービス業、卸売業、小売業、製造業、建設業など多岐にわたることから、本計画における対象業種はすべての業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

また、本事業の対象は、雇用推進等の観点から、現に町内に事務所等を有し、労働に従事する者がいる事業、又は当該事業の実施に合わせて町内に事務所等を新設し、労働に従事する者を配置する事業とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であり、景観や環境に配慮するため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。